

議会運営委員会会議記録（概要）

令和8年6月5日（金）

開 会（午前9時0分）

植竹成年委員長

審査に先立ち、昨日の議会運営委員会で石本委員より、会議規則第137条第2項について確認したい旨の質問がありましたので、事務局より説明をお願いします。

大島議会事務局参事

昨日の石本委員からの質問に対する回答でございます。会議規則第137条第2項の規定でございますが、請願について、委員会の付託は議会の議決で省略することができるという、いわゆる特例的な措置でございます。議会の意思を緊急に決定する必要があるときなど、特別な事情がない限りは原則どおり委員会付託するものと考えられます。

【議 事】

○請願第3号「『夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める』意見書を国に提出することを求める請願」

【質 疑】

植竹成年委員長

初めに、紹介議員と同一会派の委員から何かございますか。

花岡健太委員

今回の請願が、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書を国に提出することを求める請願ということで、やはり現場の声と言いますか、請願者の話をぜひ聞きたいと思っておりますので、請願者を呼ぶことを提案します。

植竹成年委員長

ただいま花岡委員から、請願第3号について参考人として請願者の出席を

求め、意見を伺いたいとの発議がありました。他の委員の皆さん、御意見ありますか。

川辺浩直委員

まず、この請願の内容、意見書を国に提出することを求める請願ということで、従前からこのような、意見書を国に提出するような請願は議運の中で議論はなじまないということで、過去にも何度も問題視されております。

よって、請願者を呼ぶことは反対いたします。

谷口雅典委員

請願権の権利は尊重しなければいけない、それは大前提ですけれども、川辺委員が話したとおり、こうした国に対する意見書を上げてほしいというのは、我々は従来議員提出議案で意見書として上げていますので、こういったやり方は望ましくないというふうに考えています。

植竹成年委員長

この場において、全会一致にならない旨、反対意見等がありましたので、参考人をお呼びしないことといたしますので御了承願います。

進め方等について御意見はありますか。

川辺浩直委員

自由討議をお願いしたいのでよろしくお願いします。

植竹成年委員長

ただいま川辺委員から自由討議の申入れがありました。自由討議を行うことでよろしいですか。

(委員了承)

【自由討議】

植竹成年委員長

それでは、これより自由討議を行います。

請願の審査に入りますが、初めに、この請願に署名された議員と同一会派

の小林委員もしくは花岡委員から御意見を伺います。

花岡健太委員

私たちとしては、5月に市内の介護・医療の事業者と懇談する機会がありまして、その中で特に印象に残ったのが、規制がないがゆえに、夜勤明けに送迎を行ったときにすごく不安だったと。インシデントが発生しうるような危機感を、その夜勤を行った人が感じた。また、日勤から夜勤への移行などの際にも満足に休憩が取れない、そういったことも伺っております。前日に人手不足を要因として急に夜勤が入るなどの、そういった実体験の中から、実際に職員が不足しているというところを気にしているわけですが、夜勤明けで送迎の添乗をした際に、利用者の状況確認にも不安を感じた。そういった問題がこの請願の根底にはあると思います。大きな要因としては人手不足があると思います。医療や介護現場における人員不足の解消のための財政的支援と保護措置を求める本請願は、現場の医療・介護現場の実態に即した、労働者と利用者の健康と安全を守る上で有効な請願であると、そのように考えております。

小林澄子委員

この進め方自体がおかしいと思っているのですが、本来なら実態が一番知っていらっしゃる請願者と呼んで、そこから始めるべきではないですか。

植竹成年委員長

既にこの件については進行されているもので、元に戻すようなことはないですのでそこは御了承ください。

小林澄子委員

議運としてみたら、そのことからまずはやっていくべきではないかというふうに思っています。

植竹成年委員長

それは別の議論になりまして、今はもう審査が進行していますので、それ
にのっかってお願いします。

島田一隆委員

何度もこういう議論をしていて、請願者の方がいらっしゃるからぜひ聞いて
もらいたいのですけれども、せっかく、こういうお話があつて、すごく重
要な問題だと私も思っています。これは何度も申しますけれども、手続きの
問題で、意見書を上げてくださいというのは、結局はこの議会運営委員会の中
でまた議論するのだから、意見書を上げてくださいという請願はなじみま
せんよというのは再三言っています。もし、今のお話をきちんと議論をして
ほしいのであれば、意見書として上げてくればよい。そこで議論をすればい
いのに、こういう形でやってしまうと、今花岡委員から少し趣旨説明みたい
なものがありましたけれども、本来であれば手続きにのっからない限り議論
はできないわけだから、かえって請願を求めている方に対して失礼だと思
いますよ。何度もこういう話をしているのだから、ぜひ仕組みとして理解して
いただきたい。

石本亮三委員

私も島田委員と同様で、この内容を2回読んで私はなるほどなというところ
はあります。けれども、これは手続き論なのです。意見書の提出を求める
請願のときに共産党さんが大体紹介議員になって出してくれます。それで、こ
の議論は島田委員が言ったような話になっていくわけですがけれども、そうす
ると必ず、共産党の会派はこう言うのですよ。請願権だ、憲法に保障された
請願権だと言うのですよ。では聞きますけれども、紹介議員がいなかった請
願を出されたときに何で審査をしなかったのですか。

例えば、平成 24 年かそのあたりだったと思いますけれども、美原町のヤ
オコーの前のパチンコ屋ができるときに検討してくれという請願がありま
した。その前の期までいらっしゃった村田議員が中心になって署名を集め
た。あのときは別に変な内容ではなかったですよ。けれども、誰一人紹介議
員がいなかったから議論にならなかったわけですよ。請願権、請願権と言
うなら、何がこれは違うのですか。

花岡健太委員 確認ですが、紹介議員がない請願は議運で諮られるのですか。

石本亮三委員 諮られない。

植竹成年委員長 議員たるものが、署名がないものは審査しないのかという質問は、本来知
っておくべきことだと私は思っています。

花岡健太委員 紹介議員がない請願を議運で審査しないのはなぜかというのを石本
委員がおっしゃっていたので確認したいです。

植竹成年委員長 請願においては、地方自治法上、署名されて初めて委員会付託され、審
査するのです。そのようなことから、署名がない場合はできません。

石本亮三委員 だから、できないのですよ。請願権、請願権と言うのなら、紹介議員がい
ない請願だって本来は憲法に保障されている請願権に基づいているのだから
議論すべきなのです。けれども、今植竹委員長が言ったみたいに、請
願権があつて請願は出されてくるのですが、それを議案にするかどうかは第
2段階として、議員が署名して初めて議案化するということなのです。だから、
いつも請願権だ、請願権だと言うけれども、最後署名した人間が責任を
負うのです。議案として上がってくるっていうのは、紹介議員がいて初めて

なるわけですね。議案の手続きであり、意見書を審査する場があるからそこでやるというのが申し合わせで決まっている。そのときに共産党さんもおそらく議席があったはずだから同意していると思う。私に言わせれば、はっきり言って今回の請願はもったいないと思う。

例えば、過去に荻野議員だったと思うけれども、きちんと意見書を上げてきて、意見書を上げる審査をしているときに、たしか休憩時間だったけれども、正式な議事録には載っていないけれども、議運で休憩時間を取って、出している方々の御意見を聞いてくれと言われて聞いた事例はあった。本当に聞いてほしいのなら、意見書を上げて、休憩を取ってそこで聞いてくれと言われてたら私は反対しませんよ。ちょうど病院の方々が今回出してあるから言いますが、例えが適切かどうかは置いといて言わせていただくと、共産党さんがやっていることは、ほぼ失敗する治療方法を紹介していて、少しでも成功するかもしれない、御意見が実るかもしれない方法を提示しているのですか。少なくとも小林委員と今回紹介議員の矢作議員はこの所沢市議会でも2番目と3番目に議員歴が長い方で、過去の事例を知らなかったとは到底思えません。請願者が多分来ていると思うのでわざと聞こえるように言いますが、請願者の方々にこういうメニューもありますよと言わなかったのですか。例えば、意見書を出してくる、休憩を取ってください、意見書を出すときでもいいけど、私たちのところにこういう請願が届いた。だから今回意見書を出させていただきたい、休憩を取っていただいて、その間にこの方々の御意見を聞いてほしいと言えば、それはみんな考えますよ。だけど、もうやらない

と決めているルールがあるのに毎回毎回出してくるから、同じ時間の無駄になるわけですよ。花岡委員は先輩議員から教わったことがあるのか、例えば、休憩を取って意見書のときに意見を聞いてもらうということについて。

花岡健太委員

請願の出し方に関して、議員提出議案で意見書を出せるから意見書を求める請願を出さないというのは、やはり私たちの会派としては市民の請願権を侵害しているのでおかしいというふうな立場です。事務局に確認したいのですけれども、先例や申し合わせ事項にそういった規定はあるのですか。

植竹成年委員長

申し合わせ事項と先例はタブレットの中に入っていますので、自らで調べた上で、ここで確認していただきたいと思います。事務局は今、請願審査の説明員としているわけではないので、そこはタブレットで確認した上でお願いいたします。

川辺浩直委員

私は、責任ある市議会議員としての仕事のやり方という観点でお聞きしたいのですけれども、責任ある仕事ということで、一つは円滑な議会運営をやっていくという部分と、もう一つ、市民の声を聞いて、要望を聞いて、その要望に応えるという責務、それを果たしていく。時にはどうしても議会運営と市民からの要望に挟まれて、知恵を絞らなければならないという状況も生まれてくると思います。

まさしく、今回の件、国に意見書の提出を求める請願ということで、本来このような市民からの声 came ときには、先ほど来出ておりますけれども、意見書なり、また歴史ある国政政党ですから、国のことですから国会議員を紹介して国にこの請願を出してもらおうとか、時には一般質問で問題視すると

かいろんなやり方があると思います。今回そのようなやり方を会派の中で検討されたのかどうか、その点をお示しいただけますか。

小林澄子委員

慣例や今申し合わせ事項だとかということで、法的に根拠があるというふうには思えません。会議規則第137条を素直に読んでいくと、「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する」となっています。そのとおりにやっていけばいいではないですか。

石本亮三委員

だから付託されている。

植竹成年委員長

これは付託されて議会運営委員会で今行われていることです。

小林澄子委員

次に請願者を呼びましょうということで、皆さんの意見を聞いて、請願の中身について本当に大事だということなども言われました。そういう大事なものであるというふうに感じたのだから、しっかりと請願者を呼んだらどうですか。

石本亮三委員

共産党さんは、例えば、前定例会議の請願のときもこうでした。請願を上げてきて、同意が取れなくて不採択になりましたとなったら、私だったら同じ意見書を議員提出議案で出します。だけど、それを出さない。こうやって請願やっています、そして私たち頑張りましたみたいなものをお見せしたいのかなというふうにしか受け取れないわけで、本当にこの人たちのお気持ちを汲むのだったら、過去にそういう事例があるわけだから、前回も同じような失敗をしているのだったら、なるべく請願者の方々の御意見が通るように努力をして、過去の事例を調べるとか、そのようにやっていかないと、それは駄目ではないですか。

小林委員は法的制限がないと言ったかもしれないけれども、例えば、一般質問の 60 分も別に法的制限はないですよ。一般質問を 2 時間やっているところもあるのだから。けれども、60 分は申し合わせで決まっている。

過去の諸先輩方が決めてきた歴史があって、先ほどの川辺委員が言ったように、円滑な議会運営はどうあるべきかという議論の歴史を積み重ねてきているのだから、それを突然引っくり返せと言うと、今までは何だったのかとなるとは思いませんか。

植竹成年委員長

確認ですが、今言われているように、この申し合わせ事項については、この議運の中で、署名をされた会派の皆さんもいるこの議会運営委員会の中で、全会一致で決められている申し合わせ事項です。ですので、この申し合わせ事項に載っているものは、署名をされた会派の皆さんも了承して、認めているということを認識して議論してください。

花岡健太委員

石本委員に伺いたいのですが、申し合わせ事項のどこに規定されているのですか。

植竹成年委員長

事務局から説明してもらおうほうが早いので事務局から説明してください。

大島議会事務局
参事

議会運営に関する申し合わせ事項で、「意見書の提出等を求める請願・陳情が全会一致とならない場合は、議会運営委員会において不採択とする。なお、本会議においても同様とする」。そのほか、「議会運営委員会の運営について、機関意思の決定は全会一致とする。その他の運営については、全会一致になるよう最大限努力する。ただし、本会議の運営に著しく支障をきたす恐れのある場合は、議長の裁定に委ねる」。

- 花岡健太委員 国に対して意見書を求める請願を出してはいけないという規定ではない
のではないですか。
- 石本亮三委員 花岡委員も4年目なのだから、意見書は機関意思で、所沢市議会は機関意
思は全会一致という方針で行っている。確かに、他の議会では意見書を多数
決でやっている議会もあります。でも、所沢市議会は機関意思として全会一
致、それは市議会としてあげるから全会一致だということを諸先輩方から教わ
ってきて議論をしてきているわけですよ。隣に座っている小林委員は十分分
かっていると思いますよ。
- 小林澄子委員 申し合わせ事項でこのようになってきたとありますが、あれこれやっ
てくうちにいろいろと不備があるということもあり得るわけで、絶対に変えて
はいけないというものではないわけですよ。埼玉の西部地域などでも、皆
さんそれやっていますよ。
- 石本亮三委員 私も今回の申し合わせ事項を調べて、昨日の議運で言った第137条第2項
は、令和7年4月の議会運営委員会で確認したのですよ。おそらく通年会期
制が始まるということで、当時の大石議会運営委員長のとときだと思います
が、そのときに申し合わせ事項の確認作業をしているわけだから、そのとき
に当時花岡委員も議運の委員だったと思うけれども、意見が出なかったと思
います。そのときに、私たちは常日頃からこの議会運営委員会の意見書の出
し方についてはおかしいのではないかというふうに、合意が取れるかどうか
は別として、問題意識として上げましたか。当時私は副議長で委員外議員と
していましたが、そういう問題意識が上がった記憶はないですよ。そういう

ときに何も言わないで、こういうときになって、請願者の方が来ているときは、まるで正義の味方みたいなふりをされると本当に困るんですよ。

入沢豊委員

うちの会派も今まで議論されている皆さんと同意見です。

中毅志委員

私ももう 20 年近くやらせていただいておりますのでよく分かります。やはり 33 人、36 人いたときもありますけれども、議員が集まっている中でやるには、やはりルールというのが必ずありますので、そのルールというのは、先ほど申し上げていただいた申し合わせ事項というのはやはり重大なものだなど。特に、所沢市議会の場合だと全会一致を旨にするというのは本当に重いのですよ。だからこそ、この全会一致を大事にしながら、今まで来たなというのはあるかなというふうに思います。聞いていると、請願を出すことが目的みたいに、どうしても私には聞こえてしまって、請願を成就させたい、これをどうやったら、国のルールを変えていくんだというところになぜ行かないのかが私にはどうも理解ができません。請願だけでこだわっているのではなく、先ほど川辺委員からありましたが、国会議員がいらっしゃるのであればそちらにもっと訴えろとか、一般質問をとにかくやってみるだとか、とにかくいろんな努力をなぜやらなかったのか、ここだけ、なぜ請願のことだけこだわってやるのか、私はそれが一番聞いていてつらい感じがしました。申し訳ないですけども、会派の意見としては、皆さんのルールに従った中でのやり方としてやっていくべきだなど、特に申し合わせ事項でそれが載っているのであれば、なおさらそれを遵守しながらやっていくべきだなどというふうに思います。

小林澄子委員

今一般質問だとか、国会議員だとか、もちろんやっていますよ。そういう中で、せっかく請願権があるということをおっしゃった方が2人いらっしゃいました。請願権があるのですよ。それを行使していくということで、たまた来たからとか、正義の味方みたいな言い方をされると非常に不愉快です。

大石健一委員

小林委員に聞いていただきたいですけれども、申し合わせ事項がある上で意見書を出しましょうと請願されてもなかなか通らないと石本委員が言ってきたとおりですけれども、国会議員や一般質問をして努力されてきたのでしょうけれども、今小林委員は健康福祉常任委員会の委員長ではないですか。努力するのだったら、委員会のメンバーの皆さんを説得して、介護の現場は確かに東京都との賃金格差があるから所沢の人でも東京都に働きに行ってしまうと、所沢は埼玉県内でもなかなか確保が難しい状況になっているではないですか。市内のいろいろな介護の現場の人たちとかそういう方たちを呼んで、私は総務経済常任委員長だから、委員会でいろいろとそういうことをやっていますよ。いろんな人を呼んで、話を聞いて提案していこうと。そういう努力の仕方を忘れていらっしゃるのではないですか。ぜひやってくださいよ、そういう形で皆さんを説得してくださいよ。

小林澄子委員

介護の問題ということも含めて、高齢者支援ということでテーマを設けて今委員会ではやっております。

大石健一委員

その中で、呼んでお話を聞ける立場なのにやっていないではないですか。

石本亮三委員

私も広聴広報委員長をやらせていただいている、議会報告会で、今の市長

はこどものほうばかり見ているが、高齢者のほうも何とかしてほしいという御意見が多く出たから、正副委員長連絡協議会に出ている方々は御記憶あると思いますけれども、健康福祉常任委員会で高齢者対策について御議論していただきたいと言ったら、小林委員長は何と言ったかという、いろいろあつてできませんみたいな御答弁がありましたよね。公の場で言っていますよ。

小林澄子委員

委員会のテーマとしてはちゃんとやっています。高齢者支援という中身で介護保険の問題だとか、来年の4月から第10期で改定になっていくわけですが、例えば、保健所の問題も含めて、高齢者の終活支援だとかも含めて全部。それと、介護保険の問題ということになると、それこそ請願に出てきたように、ケア労働者の問題、介護報酬も下げられてきて大変だということで、第10期に有料化だとか、ケアマネージャーのことも出てくるかもしれない。

植竹成年委員長

個別の案件の議論に移りつつありますので、整理したいと思います。

花岡健太委員

一般質問や委員会での所管事務調査にしないと請願の紹介議員になれないのですか。それこそ請願権を狭めるとなるのではないですか。アピールに使うみたいなことをおっしゃる方もいらっしゃいますが、それは否定しておきます。請願の趣旨に賛同したので、私たちの会派の議員が紹介議員になったということです。

石本亮三委員

花岡委員は多分私のことを指して言っていると思うのですが、私はかえってお願いしたいですね。せっかくですから、今定例会議の議員提出議案でこの意見書を出していただきたい。前回の請願のときみたいに、そのときにす

ぐ終わりではなくて、意見書を出して欲しいのであれば、その手続きをするべきで、せめてそれくらいの誠意を見せてから文句を言っていただきたい。

【自由討議終結】

【質疑終結】

【意見】

花岡健太委員

請願第3号は、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること、また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の大幅賃上げ、支援を求め、具体的に、1日かつ勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政支援を行うこと、夜勤交替制労働者の就労働時間を短縮すること、介護施設や有床診療所などで行われている1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすることを求めております。賛成する第1の理由は、医療・介護などのケア労働者の労働実態が過酷でありまた低賃金であることから、人手不足が常態化しているからです。

日本共産党所沢市議団が5月に事業所と懇談を行った際にも、夜勤明けに送迎を行ったという話、日勤から夜勤へ移行する際に満足に休憩が取れない、前日に人手不足で急に夜勤が入る等の現場での困難をヒアリングしました。医療や介護現場での人手不足は深刻な状況にあります。人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消さ

れずに医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いております。介護職の夜勤日数は法的な上限規制がなく、日本医労連調査では、看護師は国の指針で月8日以内、2交代4回とする努力義務しかありません。調査では、この指針超えが2交代が42.2%、3交替が6.2%でした。介護、福祉、医療、保育などのケア労働は国民の人権と尊厳、命と健康を守るものであり、そこに従事する人の賃金、処遇は公定価格によって決められております。ところが、ケア労働者の賃金は長らく他産業より低い水準に置かれ、低賃金や長時間労働を苦にした離退職の増加と人員不足が大問題となってきました。ケア労働者の賃金、処遇の抜本的改善を図るため国による財政措置は不可欠なものです。先ほど示したとおり、市内事業者も困難であると私たちは認識しております。

よって、国への意見書の提出を求める本請願は有効であると考え、請願の採択を主張します。

【意見終結】

【採 決】

植竹成年委員長

ただいま採択を求める意見がありましたが、自由討議の中でも不採択を求める意見等、ここで双方の意見がありました。申し合わせ事項でも「意見書の提出などを求める請願・陳情が全会一致とならない場合は、議会運営委員会において不採択とする」となっています。

よって、請願第3号について、不採択とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、請願第3号については、全会一致、不採択とすべきものと決しました。

ここで申し上げます。国への意見書の提出を求める請願については、今回様の審査はこれまで議会運営委員会の中で繰り返してきました。しかしながら、常に同じ結果となっています。その理由としては、先ほど自由討議の中であったように、手続き論としてこの所沢市議会議会運営委員会においては、定例会議中、2回の議員提出議案の協議を求める場を設けており、そこで今まで諮ってきた事例があるわけです。よって、このような内容の請願に対し、議会運営委員会の申し合わせ事項をもう一度読みます。「議会運営委員会の運営について、機関意思の決定は全会一致とする。その他の運営については、全会一致になるよう最大限努力する」としていることから、国への意見書を提出する旨の請願に署名をする会派の皆さんについては、最大限、全会一致になるよう努力した上で署名をしていただきたいと思います。そしてもう一つ、その上で、全会一致にならないようなことを見通した場合、先ほども意見がありましたが、請願者に対しても非常にこれは酷なことだと思います。

よって、取り下げるようなことも視野に入れた努力することも申し上げて、以上をもって審査を終了いたします。

散 会 （午前9時34分）

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 6 月 5 日 (金)

開 会	午前 ・ 午後	9 時 0 分
散 会	午前 ・ 午後	9 時 3 4 分
場 所	全員協議会室	
委 員 長	植 竹 成 年	✓
副 委 員 長	青 木 利 幸	✓
委 員	石 本 亮 三	✓
〃	神 戸 鉄 郎	✓
〃	小 林 澄 子	✓
〃	花 岡 健 太	✓
〃	島 田 一 隆	✓
〃	川 辺 浩 直	✓
〃	谷 口 雅 典	✓
〃	大 石 健 一	✓
〃	中 毅 志	✓
〃	入 沢 豊	✓

議 長	粕 谷 不 二 夫	
副 議 長	末 吉 美 帆 子	

●出席表

【議会運営委員会】 令和 8年 6月 5日

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	越智 三奈子
議会事務局	事務局参事	大島 光治
議会事務局	主査	仲 沙織
議会事務局	主査	谷口 周
議会事務局	主査	山玉 和男
議会事務局	主査	宮地 亮太
議会事務局	主任	入江 亮
議会事務局	主任	並木 大和